

畜産とくつく情報

平成22年5月19日
(通算第116号)
問い合わせ先
長野県庁園芸畜産課
電話 026-235-7232

5月18日、宮崎県は口蹄疫非常事態宣言を出しました

4月20日に口蹄疫の疑似患畜が宮崎県で確認されてから、5月19日9時現在までに、5市町村131戸で発生し、116,030頭が殺処分の対象となっています。

これまで発生が集中していた都農町、川南町から南の高鍋町、新富町へ拡大しており、鹿児島・熊本県境に近いえびの市でも続発しています。

農場への侵入防止対策を徹底して下さい！

農場への侵入防止のため、必要なこと、出来ることを徹底的に実施して防衛しましょう！

人、車両の進入通路に消石灰を散布

消石灰は、0.5～1kg/m²を目安に週1回程度散布して下さい。

畜産関係車輛等は農場に入る前に、4%炭酸ソーダ等により消毒

動力噴霧器や電池式・充電式の噴霧器を農場に常備し、車両を消毒して下さい。

次亜塩素酸は口蹄疫ウイルスの他、色々な病原体に効果があります。

炭酸ソーダは口蹄疫ウイルスにしか効きませんが、金属への腐食性が弱いです。

畜舎の出入口に消毒槽を設け、出入り際には履き物を消毒

外来者がやむを得ず畜舎に入る場合は、農場専用の長靴にはきかえてもらいましょう。

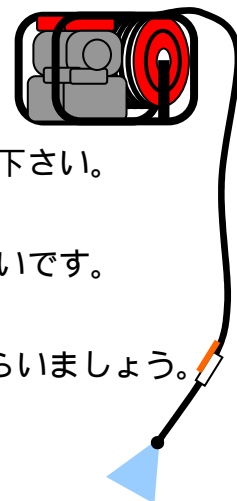
家畜の管理者及びご家族の方は、口蹄疫発生地域に近づかない

また、7日以内に口蹄疫発生地域から来た人は、農場に入れない。

発生地周辺からの偶蹄類家畜の導入は、当面避ける

やむを得ず導入する場合は、事前に家畜保健衛生所に連絡を下さい。

異常があれば直ちに家畜保健衛生所まで連絡下さい



宮崎県 非常事態宣言の概要

宮崎県畜産が壊滅することはもちろん、隣県、九州、さらには全国にも感染が拡大する可能性を否定できない事態となっている。県内のあらゆる機関、団体、個人が一丸となって感染拡大を阻止し、口蹄疫を早期に撲滅するため畜産農家及び畜産農家以外の方々にそれぞれ対策への理解と協力をお願いする。

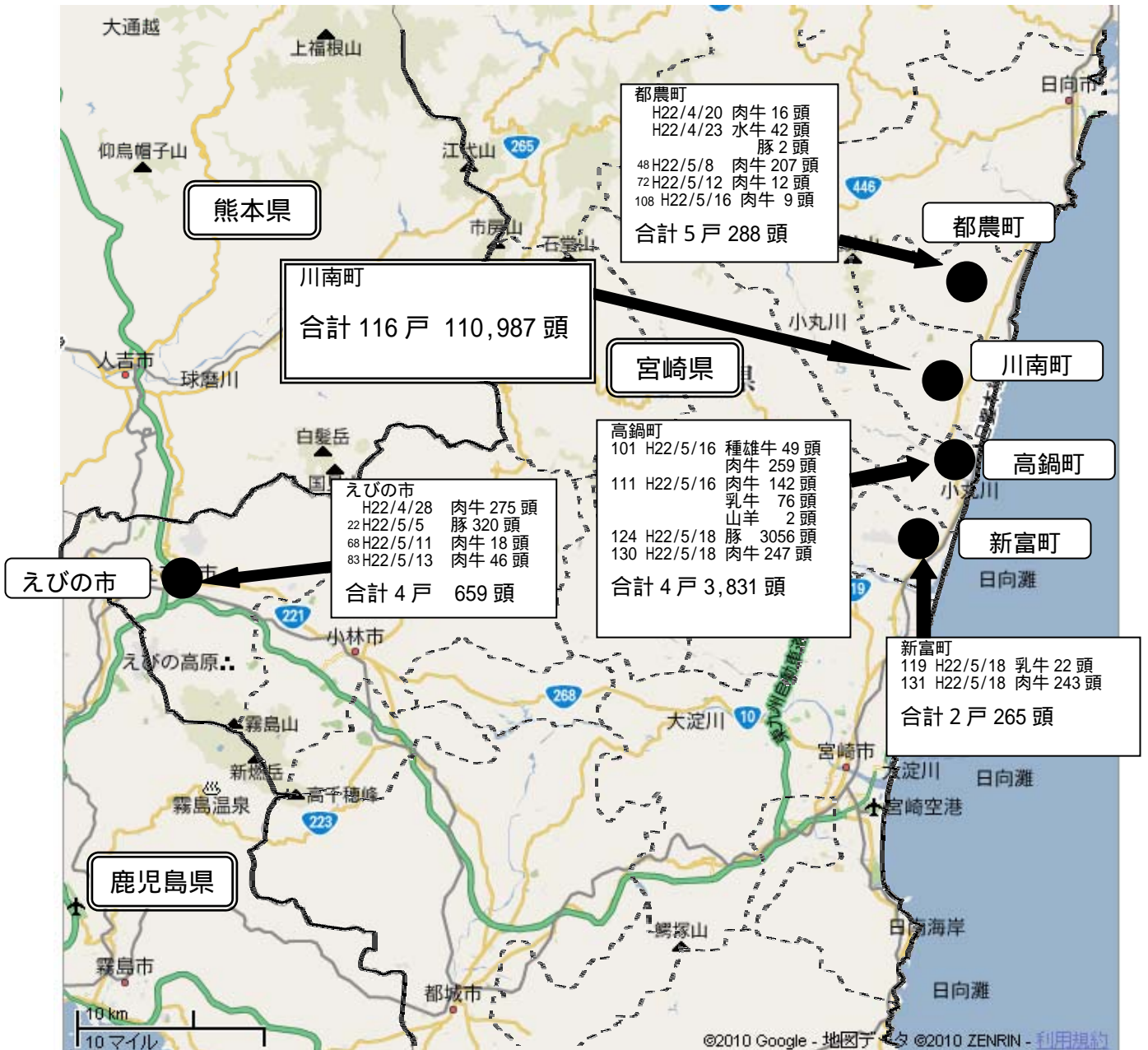
ご質問、
異常の通報
はこちらへ

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

口蹄疫は偶蹄類の伝染病であり、人に感染することはありません

宮崎県における口蹄疫の発生状況

5月19日8:30現在
 131戸(牛8,873頭、水牛42頭、豚107,111頭 山羊4頭 合計116,030頭)



その他：関連農場として処分された戸数及び頭数

戸数	頭数
6	2134